

〈自由投稿論文〉

占領期ソ連のシベリア抑留者教育

— 『日本新聞』の描く天皇像—

宮川 真一

Education for the Siberian Internees in the Soviet Union during
the Occupation of Japan : Image of the Emperor Drawn by
Nippon Shimbun

MIYAKAWA Shinichi

要約

第二次世界大戦終結後、当時の東側世界を代表するソ連は対日占領に積極的に関与した。シベリア抑留者に対する政治教育は、占領期におけるソ連対日政策の一環をなすものである。シベリア抑留者にとって『日本新聞』は唯一の日本語新聞であり、同紙はソ連が抑留者を教育する最も重要な手段であった。同紙はさまざまな分野から天皇および天皇制を徹底的に批判している。それらの報道から描かれるのは、処罰されるべき「戦犯第一号」としての天皇像であり、打倒されるべき「人民の敵」としての天皇制像である。同紙の描く天皇像は、占領期ソ連の天皇および天皇制に対する政策を浮き彫りにしている。すなわち、ソ連はシベリア抑留からの帰還者を通し、戦犯としての天皇の処罰と天皇制の廃止を推進しようとしたのである。

キーワード：シベリア抑留、『日本新聞』、天皇

1. はじめに

第二次世界大戦終結後、当時の東側世界を代表するソ連は戦後日本のあり方を規定した対日占領に積極的に関与している。対日占領の初期、ソ連は4つの対日目標を持っていた。(1) ヤルタ協定に基づき、南樺太および千島列島を確実にソ連領とすること、(2) 日本を分割占領もしくは分割統治すること、(3) 日本におけるアメリカの威信を失墜させるとともに、アメリカ主導下の占領行政に可能な限り参加し、日本の非軍事化・民主化をはかること、(4) 敗戦に伴う日本の社会・経済的混乱に乗じて共産主義を浸透させ、共産党を中心とした野党連合政権もしくは共産党単独政権を樹立することである(和田 1974；中西 1975；平井 1987；斎藤 1988)。

アメリカの対日占領政策において、天皇および天皇制はその根幹に関わる問題であった。マッカーサーは占領政策に利用するため、天皇を追訴せず天皇制を維持する方針であった(Woodard 1972=1988；山際・中村 1990；井門編 1993；中野 2003；岡崎 2012)。日本国内では平和主義的な統治者としての天皇像が形成されつつあった(Dower 1999=2004：3-97)。一方、スターリンの天皇および天皇制の問題に対する態度が二転三転する中で(Громыко, Пономарева 1986：106-110；横手 2004)、ソ連の新聞や雑誌は戦犯としての天皇の処罰、天皇制の廃止を一貫して訴えていた(Feary 1950：204；Swearingen 1978=1979：90；山極・中村 1990：653)。

ソ連が対日目標を実現するための拠点として、対日理事会、極東委員会、東京裁判、駐日ソ連代表部、日本共産党、対日ラジオ放送、そして、長期にわたってソ連の考えを叩き込まれたシベリア抑留からの帰還者が挙げられる。シベリア抑留者に対する政治教育は、ソ連の対日政策の一環をなすものである。シベリア抑留者にとって『日本新聞』は唯一の日本語新聞であり、同紙はソ連が抑留者を教育する最も重要な手段であった。しかしながら、この宣伝メディアについての本格的な実証研究ははまだ発表されていない⁽¹⁾。本研究は『日本新聞』における天皇関連記事を分析することにより、占領期ソ連の対日政策、とりわけ天皇および天皇制に対する政策の一端を解明しようと

するものである。

2. 『日本新聞』の分析方法

第二次世界大戦での日本の降伏が決定し、ソ連共産党中央委員会は日本の軍人捕虜のために新聞の刊行を決めた。9月4日のソ連共産党中央委員会で、『日本新聞』(図1)⁽²⁾の刊行が正式に承認される。同紙はソ連陸海軍政治部がハバロフスクで刊行したタブロイド版の日本語新聞で、1945年9月15日に創刊された。日本の降伏からちょうど1ヶ月という非常に速いタイミングであり、1949年末の2ヵ月を除き、



図1 『日本新聞』

火木土と週3回定期的に刊行されている。副題は「新日本建設へ」とあり、欄外には「新聞はソ連にいる日本人捕虜のために刊行される」とロシア語で記されている。刊行部数は20万部、およそ捕虜の3人に1人の割合で刊行されたようである。1948年5月1日付の第412・413合併号から「日本しんぶん」に名称が改められ、1949年12月30日の第662号をもって廃刊されている。同紙の編集長は、ソ連内務省コワレンコ少佐であった。彼はウラジオストク東洋大学日本語学科を卒業して兵役につき、1945年ソ連が日本に宣戦布告して満州・朝鮮に侵攻した際には、極東軍総司令官ワシレフスキー元帥の通訳官をしていた。コワレンコは1945年9月から1949年9月まで、つまり創刊から廃刊3ヶ月前まで編集長を務めており、同紙の編集に決定的な影響を与えたとされる(РГАСПИ; 松井1978: 9-20; 落合1995: 1-11; 富田2013: 37-48; 長勢2013: 341-378; 富田・長勢編2017: 623-664)。

当初『日本新聞』は2ページ立てで、1946年2月28日付の第71号から4ペ

ージ立てとなる。記事の情報源としては「タス通信」の配信とNHK（当時は東京放送）の短波放送の受信、ソ連共産党機関紙『プラウダ』の記事、1ヶ月遅れで来る日本共産党中央機関紙『アカハタ』など日本の新聞記事、各収容所からの投書などであった。記事内容はニュース報道よりも社説や論説、時事解説が次第に多くなり、特集記事も増えて宣伝メディアとしての側面が強化されていった。『日本新聞』の中心を占めたのはスターリンとソビエト的生活様式、日本共産党の賛美、日本人捕虜収容所における「民主運動」の発展である。それとともに、アメリカ帝国主義と日本軍国主義を貶めるキャンペーンも不断になされた。同紙はシベリア抑留者の共産主義教育の教科書としての役割を果たしたのである（今立 1957：26-99；Гаврилов, Катасонова 2013：341-350；富田 2013：37-48；長勢 2013：341-378；キリチェンコ 2015：411-416；富田・長勢 2017：623-664）。

本研究では『日本新聞』に掲載された天皇および天皇制に関する記事の内容分析を行う⁽³⁾。資料として朝日新聞社編『復刻 日本新聞』全3巻⁽⁴⁾を用い、分析対象期間を1945年9月15日付から1949年12月30日付までの全号とする。この第3巻巻末の索引を参照し、「天皇」「天皇制」「ヒロヒト」「皇室」など天皇に関する言葉が冒頭の見出しに含まれるとともに、天皇および天皇制をテーマとする記事全てを取り上げる⁽⁵⁾。以下において、これらの記事を量的および質的に考察する。量的考察では天皇関連記事の時期別記事本数、方向別記事本数、紙面別記事本数、分野別記事本数を分析している。質的考察では天皇関連記事を国際、政治、経済、社会、文化、歴史、総合的論説の7分野に分類し、それぞれの天皇および天皇制に関する論調を明らかにしている。

3. 量的考察——時期・方向・紙面・分野

図2は、『日本新聞』に掲載された天皇関連記事の本数を時期別に分析したものである。ここに明らかなように、天皇関連記事の大多数（79%）は1945年9月から1946年12月までの1年4ヶ月間に掲載されている。特に、1946年7月から9月にかけての時期がピークである。この事実は、『日本新

聞』の天皇関連記事が1946年11月における日本国憲法の公布を視野に入れていたことを示している。

図3は、『日本新聞』における天皇関連記事を方向別に分析したものである。ここに示されるように、天皇および天皇制に好意的な記事はない。1945年の創刊当初に中立的な報道が5本(9%)あっただけで、ほとんどの記事(91%)は天皇および天皇制を非好意的に伝えている。

図4は、『日本新聞』に掲載された天皇関連記事の紙面別本数である。『日本新聞』の紙面は、1面が国際情勢、社説、2面が日本関係、論説、解説、3面がソ連国内事情、4面が「民主運動」、収容所関係、文化欄という構成であった。ここに示されるように、天皇関連記事は各紙面に掲載されているものの、およそ半数(51%)が4面に配置されている。このことから、天皇関連記事は「民主運動」と呼ばれる共産主義運動との関連で、天皇および天皇制批判として掲載されたと考えられる。

図5は天皇関連記事を国際、政治、経済、社会、文化、歴史、総合という7つの分野ごとに分類し

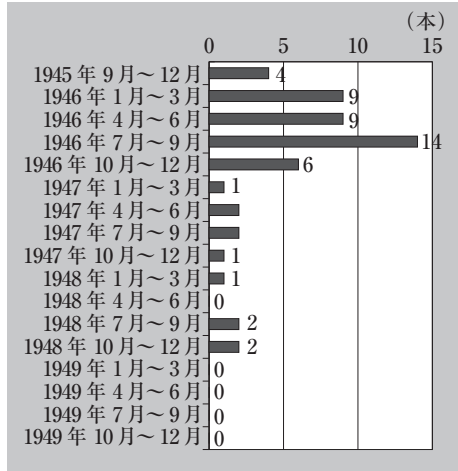


図2 時期別記事本数

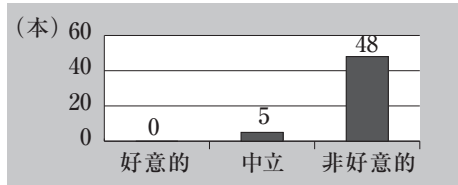


図3 方向別記事本数

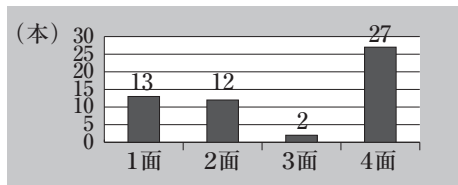


図4 紙面別記事本数

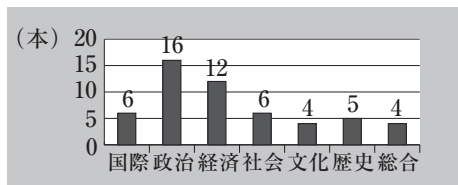


図5 分野別記事本数

たものである。ここでは政治分野、経済分野の記事が比較的多いものの、さまざまな分野における天皇関連記事が掲載されている。

4. 質的考察(1)——国際・政治・経済

本節では『日本新聞』に掲載された53本の天皇関連記事の中で、国際・政治・経済分野の記事を質的に考察する⁽⁶⁾。

4. 1 国際

表1 天皇関連記事一覧（国際）

日付	見出し
1945.10.2	天皇陛下、マ元帥を訪問
1945.12.13	天皇にも戦争責任? / 米記者の報道
1946.1.19	「天皇制」に対する英国の反響 / ロンドン・タイムス論評
1946.5.16	アメリカと天皇
1946.6.1	天皇直系除く / 皇族、親王等の特権剥奪
1948.11.18	もえあがる天皇制打倒の焰 / 天皇制ゴジの新版「天皇退位説」 / 人民ギマンの「人間ヒロヒト」宣伝

表1は国際分野の記事一覧である。1946年5月3日に東京裁判が開廷すると、「アメリカはもと戦争中は天皇裕仁を戦争犯罪人第一号に挙げていたのである。ヒットラー、ムッソリーニと同じくAクラスに入れていたのであるが、戦い勝ってみると日本人が執念〔深〕く天皇に迷い込んでいる事実から、いっそこれはこのまま逆用するに如かずと考え天皇をそっとして置く事に方針を変えた」、「我々はもういい加減に天皇の信心、鯛頭の信心を止めようではないか」(1946.5.16)⁽⁷⁾と、アメリカの天皇に対する政策を批判している。

1948年11月12日に東京裁判で判決が下されるや、次のような記事を掲載している。「日本主要戦犯断罪の極東軍事裁判がようやく判決会議に移ったときから、またも内外の世論に『戦犯第一号』天皇ヒロヒトの責任追及の声

もちあがった。今まで血まみれの戦犯ヒロヒトがどうして責任をのがれたか、それは『アメリカ人の有能な、よき協力者』として、天皇制保存のためにマッカーサーが救ったのであることは、だれの眼にも明かである、「かくて極東軍事裁判判決を機として、天皇制への新たなる痛打が下からの人民運動によって加えられ終始一貫戦犯天皇制の完全廃止のために闘ってきた唯一の党日本共産党がこの天皇制追撃の先頭にたっているのだ」(1948.11.18)。このように、『日本新聞』は天皇が「戦犯第一号」であると再三訴え、天皇を処罰すべきであるとの立場を表明している。

4. 2 政治

表2 天皇関連記事一覧(政治)

日付	見出し
1946.1.17	天皇制問題／高野忠興
1946.1.24	天皇神聖権の解剖／民主運動発展の礎／平坂肇
1946.1.29	天皇問題に関する共産党の意見は不動／黨員志賀氏言明
1946.3.7	皇位に留まるを望まず／天皇は総選挙後退位／天皇も御満足と東久邇宮語る
1946.3.16	天皇の国会解散権に反対／高野博士憲法草案への感想
1946.4.16	天皇の行幸は／保守勢力の選挙運動
1946.5.14	社説・人民政府と天皇制
1946.5.30	社説・天皇の放送
1946.8.15	天皇制の矛盾深刻／飢餓と失業に悩む人民、闘争に躍起
1946.9.3	噫!! 日本敗戦の日よ／今こそ我等天皇制の鉄鎖断たん
1946.10.5	友の会便り・「天皇制」に憤怒はたぎる／原大隊の力強い決議
1946.11.12	論説・天皇制ブルジョア政党の解剖／誰のため何をしたか
1946.12.5	主権在民とは真赤な嘘／天皇制新憲法のカラクリ
1947.1.14	クラブの話題・天皇の私生活
1947.4.8	論説・民主化を妨げる天皇制の支柱／官僚機構と人民政府の為の闘争
1947.12.9	最大の戦争犠牲者たるわれらの怒りを天皇制打倒へ／一切の人民の敵戦犯人をタタキ出せ!!!

表2は政治分野の記事一覧である。1946年1月1日の天皇人間宣言を受け、「天皇がその神聖権を自ら放棄されたことは我が国の民主化に一大巨歩を印し、国民の解放、自由化に一大光明を与えたものである」、「日本に於ける天皇制を基礎とした帝国主義者の暗黒政治である〔.〕彼等は国民の天皇尊崇の感情を助長するに努め、明治初年に天皇教〔と〕も称すべき国家神の亜流たる新宗教を創設して、天皇を信仰〔の〕対象即ち神とし国民をこれに帰依せしめた」(1946. 1. 24)としている。1946年2月19日、天皇が全国巡幸を開始する。これを受け、「この選挙運動最中に於ける天皇の国内各地巡幸は有権者の投票を獲得する為に保守的党派によって利用されているものであり、同様に憲法改正上に政治的影〔響〕を及ぼすものである」、「天皇が政治機構内に於て占むべき地位が憲法の改正によって決定され〔る〕迄は、天皇に国内巡幸を差控えられる様望む〔も〕ので〔あ〕る」(1946. 4. 16)と主張する。1946年9月2日は、アメリカ戦艦ミズーリ号上で降伏文書に調印してからちょうど1年になる。「1945年9月2日午前9時、東京湾上米戦艦ミズーリ号にて天皇政府は無条件降伏に調印した、彼等にとっては『敗戦』そして我々人民にとっては『天皇制の鉄鎖からの解放』の日である」、「我々同胞は祖国を救済するためには今度こそ我々自身の力でやらねばならぬことをさとっている〔.〕天皇制の打倒と人民共和政府の樹立、これがメーデー以来幾回となく街頭に行進する人民の声である」(1946. 9. 3)と訴える。

1946年11月3日、日本国憲法が公布される。これについて、次のように記している。「民主主義の第一条件は主権在民だが、果たして日本の主権は人民の手に移ったか。憲法は前文で『主権が国民に存することを宣言し』といひながら第1章のへき頭で『天皇は主権を有する日本国民の至高の総意に基づき、日本国及び日本国民の統合の象徴』だと意味深長な規定をしている。ところが、この天皇こそは(中略)重要国務をとる大権と行政権とを一手に握っているばかりでなく国会の議決を拒否する権能(拒否権)をさえもためとは決してっていないのだ。この絶対的地位が人民大衆の委託や選挙でもたらされたものでないことはもちろんだ」、「そしてこの『国民統合の象徴』たる天皇は『国民の中に含まれて、しかもその地位が国民と異なる』特権階級の筆頭として主権を握っているのだ。『国民』の名にかくれた事実上の主

権在君、天皇制の温存はもはや疑う余地がない。ここにはっきりと人民のための民主主義への途を遮るものとして天皇と天皇制憲法が公然と立ち現れてきたのだ」(1946. 12. 5)。1947年5月3日の日本国憲法施行については、次のように報じている。「人民解放の途はこの天皇制、この官僚 [□□] の粉碎なくしては、決して発展はありえぬことをわれわれは忘れてはならない。もちろん、今回の憲法改正は [□□] の暗黒政治を修正して、表面的な政治的自由を与えはした [.] 労働組合 [.] 革命的政党は合法化した。だが、憲法改正の検討に際しても (中略) このような暗黒政治の基礎、『暗い密林の如き官僚軍』そのものの天皇制は残ったのである。だからそれは、いつか『好機』がきさえすればブルジョア・地主・官僚はいつでも思うように、もとの (中略) 専制政治へともどりうるのである。まして、このような不徹底な官僚機構の打倒の後に、(中略) 土地の解放、労働 [者] の生活水準の向上などが具体的にありえようか」(1947. 4. 8)。このように、『日本新聞』は天皇の人間宣言を歓迎し、天皇の全国巡幸を批判する。天皇制の打倒と人民共和政府の樹立を目指し、天皇制を温存する日本国憲法を批判するのである。

4. 3 経済

表3 天皇関連記事一覧 (経済)

日付	見出し
1945.11.3	日本皇室の財産公表
1945.12.29	皇室より15億9千万円の徴税考慮／米国賠償の一部に皇室美術品を要求／皇室財産減少
1946.6.25	友の会読本・天皇財閥の話(1)／500億の富豪、150万町歩の大地主＝天皇
1946.6.27	友の会読本・天皇財閥の話(2)／人民の眼を眩ます宮内省のカラクリ
1946.6.29	友の会読本・天皇財閥の話(3)／日本一の大地主、番犬は警官と憲兵
1946.7.2	友の会読本・天皇財閥の話(4)／人民の陋屋見下す一族の殿堂
1946.7.4	友の会読本・天皇財閥の話(5)／年700万円の配当貪る大株主
1946.7.6	友の会読本・天皇財閥の話(6)／天皇のもつ株、証券、現金
1946.7.9	友の会読本・天皇財閥の話(完)／秘庫に唸る宝石・貴金属

1946.8.6	壁新聞「曙」第1号より／天皇制の現実的断案
1948.3.23	金を食う「ああそう」／6・3制の校舎さえ建たぬに／天皇巡幸と地方財政
1948.7.17	「人民」の窮乏よそにヒロヒトの財政5878万円!／「お召列車」はヤミ列車／腐り切った宮内省・連日の大バクチ

表3は経済分野の記事一覧である。1946年6月下旬から7月上旬にかけて、『日本新聞』では「友の会読本・天皇財閥の話」と題する7回のシリーズが連載されている。その第1話で「天皇は決して大昔から500億の大金持だったのではない、徳川時代に幕府から12万石のすて扶知を貰って京都で細々と暮して居た哀れな存在だった、それが明治維新から憲法発布の明治23年までの、たった22〔、〕3年の間に一躍日本一の大金持になったので成金と云う言葉は正しく彼にあてはまる」（1946. 6. 25）と書いている。第3話で「連合軍司令部の発表によると現在143万町歩を所有しているものであり日本一の大地主である」（1946. 6. 29）と報じ、第4話で「日本の天皇はよその国の国王がもっていない特殊な建物をもっている、それは伊勢、明治、橿原の三神宮だ、これら三大神宮は『皇統連綿三千年の国体』にありがたみをつけ『天皇の神聖』を狂信せしめんがための天皇教の麻薬であったのだ」（1946. 7. 2）としている。第6話で天皇が膨大な株、有価証券、現金を所有していること（1946. 7. 6）、第7話で天皇が莫大な宝石、貴金属類を所有していることが具体的な数字とともに報じられている（1946. 7. 9）。

第2話によれば「我々はこの天皇財閥に直接あるいは間接に封建的奴隸的に搾取されてきた、しかも大多数の国民は三井三菱より遥かに膨大な富を握る天皇財閥の存在すら知らない、これはあまりにも欲の深い神様である天皇を国民の眼から覆うため色々なごまかしがされているからである」（1946. 6. 27）。第5話では「天皇はこういう〔戦争を利用して儲けてきた〕会社や銀行の大株主でその利害と完全に結びついているのであって、三井や三菱という巨大財閥が戦争責任者である以上に、天皇財閥こそ最大かつ正真正の戦争責任者であることは余りにも明らかな事実である」（1946. 7. 4）と論じている。このように、『日本新聞』によれば、天皇は明治維新以降日本一の大金持ちになった成金であり、莫大な土地、建物、株、有価証券、現金、宝石、貴金

属類を所有している。この天皇財閥は他の巨大財閥と結び付いて国民を搾取しており、最大の戦争責任者ということになる。

5. 質的分析(2)——社会・文化・歴史

本節では『日本新聞』に掲載された天皇関連記事の中で、社会・文化・歴史分野の記事を質的に考察する。

5. 1 社会

表4 天皇関連記事一覧(社会)

日付	見出し
1946.3.3	天皇, 神奈川県に行幸
1946.3.7	側近者の強要から政治的工作か/天皇行幸に不審の声/矢継早な行幸に深まる国民の疑惑
1946.3.26	天皇制反対6割/上海在留邦人3万の声
1946.5.30	天皇の放送は反動勢力擁護/人民の反感極に達す/天皇制官僚に国民的餓死救済の能力なし
1947.8.30	われらの怒りを天皇制打倒へ!!/9・3カンパの昂揚を10月革命30周年記念カンパへ
1948.12.2	天皇制戦犯の徹底的殲滅を!/歳末カンパにもゆこの憤怒!/極東軍事裁判の判決を機として「戦犯追求」抗議大会開く

表4は社会分野の記事一覧である。昭和天皇は1946年2月から11月にかけて、全国各地を巡幸している。これについて、「この際天皇が軍服でなく、平服を着用して居られた」、「之によって天皇が最高戦争責任者たることを回避し得るものではない」(1946. 3. 3)としている。さらに、「天皇が元首の地位にあられる限り依然戦争の責任は負われて居るのであって」、「単に政治的立場に踊らされて今回の様に頻々たる行幸を矢継早に敢行するという殊更なる方針には絶対反対するものである」(1946. 3. 7)と論じている。1946年3月、「天皇制反対6割/上海在留邦人3万の声」と題する記事が掲載されている。そこでは「上海在留邦人3万人に対し居留民団が世論調査した所、

天皇制に反対し改廃を要すると主張するもの6割、天皇制を支持するもの4割であった」(1946. 3. 26)と報じられた。

1946年5月24日、天皇が深刻な食糧不足を助け合って乗り切ろうと国民に呼び掛ける「食糧問題の重要性に関するお言葉」がラジオ放送された。これにつき、「24日天皇は突如としてラジオを通じ別項要旨の如き演説を行い、19日の餓死突破人民大会上奏文に対する回答と称して険悪化しつつある国民の動向を懐柔せんと反動勢力の直接的援護に乗り出すに至った」、「天皇演説はその政治的意図が余りにも露骨であり、勤労人民の間にはかえって異常なる憤激と反感を招来する結果を有し、人民大会代表は最早天皇並に天皇制官僚には国民的餓死救済の救国の能力なしとし、人民大会決議に基き反政府人民闘争の展開を声明している」(1946. 5. 30)と論じている。1948年11月12日、東京裁判で25被告全員に有罪判決が下されている。これを受け、「冬季闘争の火蓋をきったその日、極東軍事裁判の判決発表をけい機に、全地区にわたり烈風にもえあがる天皇ヒロヒト断罪と天皇制の徹底的打倒、一切の戦犯追求抗議運動がまきおこっている」(1948. 12. 2)と報じた。このように、『日本新聞』によれば、全国巡幸は天皇の戦争責任を免罪するものではなく、上海在留邦人にも天皇制に反対し改廃を要すると主張する声が高まっている。食料問題に関する天皇のラジオ放送、東京裁判の判決は、天皇の処罰と天皇制の打倒に向けて勤労人民を立ち上がらせているという。

5. 2 文化

表5 天皇関連記事一覧(文化)

日付	見出し
1946.7.4	歩き廻る天皇＝歴史の朝に／大西肇
1947.4.3	[漫画]コンクール作品／風の神ヒロヒト／原一弘
1947.9.2	詩・天皇ひろひとに／北條さなえ
1948.8.19	詩・天皇に／ぬやま・ひろし

表5は文化分野の記事一覧である。天皇についての3コマ漫画と短編の自由口語詩が掲載されている。「歩き廻る天皇＝歴史の朝に」と題する次のよ

うな詩が掲載された。「おいはぎがのそのそ歩いたあとに [/] 一生懸命で記念碑をたてた [/] きちがいが笛を吹くたびに [/] 血みどろの踊りをさせられた」(1946. 7. 4)。「天皇ひろひとに」と題する詩は、「何故 吾々には生きることが許されぬのか [/] 何故 金もちたちは大地をうばい [/] 美しい太陽の光さえもぬすんでゆくのか」, 「あなたのはじめた戦いのために [/] 空しくも死に果て [/] あなたのために焼け死んだ [/] 多くの人々の貴い骨と [/] 涙にうずもれた土の上に [/] いま私は立ち上がり [/] このように聞く [/] 天皇ひろひと [/] あなたは何と答えるのだ [/] 答をなせ [/] 永劫不変のうつつ神 [/] 慈悲深い父という名において [/] 答をなせ」(1947. 9. 2)と訴えている。「天皇に」と題する詩では「なにを言いやがる, 昨日まで [/] 天皇は神にいますと言ってたやつが [/] 命おしさに [/] 財産おしさに [/] 口をおさえて, あばば, あばば」(1948. 8. 19)と書いている。このように、『日本新聞』に掲載された天皇についての文芸作品は、天皇を強く非難し、天皇に対する恨みに満ちたものとなっている。

5. 3 歴史

表6 天皇関連記事一覧 (歴史)

日付	見出し
1946.7.11	友の会読本・天皇制に就いて (1) / 天皇の歴史
1946.7.13	友の会読本・天皇制に就いて (2) / 天皇の歴史
1946.7.16	友の会読本・天皇制に就いて (3) / 天皇の歴史
1946.7.18	友の会読本・天皇制に就いて (4) / その本質, 役割
1946.7.20	友の会読本・天皇制に就いて (5) / その本質, 役割

表6は歴史分野の記事一覧である。1946年7月、「友の会読本・天皇制に就いて」と題するシリーズが5回にわたって連載されている。第1話で「天皇が『神の後裔』であるという神話は『古事記』『日本書紀』などの、今から千余年前の日本では最古の歴史書にのっているが、それは当時天皇の地位を神聖化するために作出されたものである」、「古代史に書かれている天孫降臨とか神武天皇の東征とか、その他数々の伝説はみな作り話であるが、唯

5世紀頃に天皇の地位身分が一応成立したことだけは事実であろう」, 「現在日本の特殊な政治思想のようにいわれている天皇独裁の観念は、支那の帝王独裁思想を輸入し、模倣したものにほかならない、ただ、それにありもせぬ神話を結びつけて、もったいぶった宗教的・政治的な威厳をつけようとしたことが、日本的だといえるのである」(1946. 7. 11) と論じる。第2話によれば「大化の改新と、それにつづいて発布された大宝律令によって、古代日本の天皇制が内容形式ともに整備されたけれども、もっとも天皇の権威が強かった奈良朝および平安朝の初期にあつてさえ、天皇が完全な独裁者として支配したのではなかった、物部、蘇我なぞの豪族は滅びたが、藤原氏その他の新しい貴族が勢力を得て、天皇の周囲に結集し、天皇をあやつり動かした、従つて、古代の天皇制は皇室を含めての大貴族(大地主と多数の奴隷の所有者)の政治支配にほかならなかつた」(1946. 7. 13)。第3話で「天皇を中心とする貴族共は党派を作り政権の争奪をやり、皇位をめぐる戦争をくりかえした、そうしてやっと落ち着いた奈良朝中期から日本の封建的農奴制が生まれたのである、この頃に鎌倉幕府が生れ武家政治の段階に向かつていたのだが、人民大衆はいよいよ領主という大土地所有者から圧迫され、搾取され始めたのである、と同時に専制政治の支配権も武家の首長たる将軍の手に移り天皇は有名無実な存在」(1946. 7. 16) になつたと解釈する。

第4話によれば「明治維新と共に生れた天皇制政府は、それ以前のものとは區別して考えねばならぬ、何故なれば、それは以前の貴族政治でも、武家政治の連続発展でもなく、天皇という者の存在は同じものであつても、天皇制政府の本質と役割は全然異なつた新しいものである、(中略) 徳川幕府を倒すまでには公卿、諸侯も協力したが、維新政府が出来ると公卿が政府から追放され、明治4年には廃藩置県によって諸侯も政権の外へ突出された、そして下層武士団中の有能な連中が天皇と共謀して軍人、官僚となり、政府を構成したが、下層武士団自体も(中略) 処分され、解体されてしまつた」(1946. 7. 18)。第5話では「天皇制政府はその支配権力の強化を図るために、天皇主義思想を人民に強制したのである、(中略) 警察力の強制によって恐怖心と共に天皇崇拜思想を植えつけることによって、天皇制政府の絶対主義支配の横暴性を押しかくそうとしたのである」, 「今、日本の天皇制政府はぐ

らついている。ぐらつきながら死にももの狂いで再起を図っている。彼らの最後の根拠地は天皇制維持，国体護持である。それこそ我々にとっては今後も餓死と醜悪な人間同士の殺し合いの道でしかないことは明瞭である。輝く人民共和政府樹立へ，我々の任務はこれ以外にない」（1946. 7. 20）と訴えている。このように，第1話から第3話では古代から中世にかけての天皇の歴史は作り話であることを説明する。第4話と第5話では近代以降現代に連なる天皇制は人民に強制されたものであること，天皇制政府の最後の根拠地は天皇制維持，国体護持であること，そして人民共和政府の樹立が必要であることを訴えている。

6. 質的分析(3)——総合

表7 天皇関連記事一覧（総合）

日付	見出し
1946.7.23	友の会読本・天皇制についての覚書／中間的結論と新たな出発のために
1946.10.10	天皇制の本質的批判／東京の法廷に於ける指導者市川正一の最終弁論（上）
1946.10.12	天皇制の本質的批判／東京の法廷に於ける指導者市川正一の最終弁論（下）
1946.12.28	天皇制批判について／宮本顕治

本節では天皇関連の総合的論説記事を検討する。表7は総合的論説記事一覧である。1946年7月には，この時点までの天皇関連記事に関する中間的結論を提示する論説が掲載されている。そこでは「第1に，我々は天皇制とは厳密な意味においては明治維新以後に成立したものであり，封建的土地所有と寄生的地主階級に立脚し，ここより生ずる世界一高い小作料をもって財閥的資本主義を育成したものである」，「第2に，天皇こそは最大の寄生地主巨大財閥であることを連合国司令部調査資料により明示した」，「第3に『万邦無比の国体』たる天皇制は万世一系であるという，天皇主義歴史の非科学性への批判である」，「以上の3点につき我々の天皇制批判は展開された」（1946. 7. 23）と，主として歴史的，経済的側面について論じている。

1946年12月には日本共産党中央委員会名誉役員で元中央委員会議長の宮本顕治による「200号記念論文」が掲載された。『日本新聞』の天皇制批判を総括するようなこの論説の概要は以下のものである。第1に、「天皇制権力の手先共は『万邦無比の国体』と称して天皇制の歴史に関して非常な宣伝をやってきた」、「政治的〔支〕配体制としての天皇制権力の近代の成立は明らかに、明治維新以後のものである。この意味において、2千数百年一貫する国体という観念は、明らかに欺〔瞞〕的なものである」。第2に「天皇制は寄生的封建的階級としての地主と、専制政府の下で急速に富みつつあったブルジョアジーとに立脚し密接に結合をして、しかも相対的・独自の強大な役割を維持しつつ、日本資本主義の発展途上に決定的役〔目〕を果たしたのである。『世界天皇』としての妄想、『日本は神国であって他国より優秀である』という幻想、それらは日本資本主義の対外的侵略政策の強化に、巧みに結合された」。第3に「制度としての天皇制の頂点に立つ天皇の一族はそれ自身大地主、大資本家である」、「皇室は（中略）大資本家・大地主として、労働者・農民の直接の搾取者・略奪者である」。第4に「1931年の満州に対する侵略行動に端を發し中国全体への侵略、さらに対連合国戦争への一連の戦争はこの犯罪的制度の帰結であった。そしてこの制度の頂点に立つ天皇は戦争指導最高会議を主宰し、かつ大元帥としての大本營に臨み、種々の詔勅によって、軍事行動を激励した」。第5に「天皇を現神とする幻想は、〔□〕に連合軍の指令によって禁止された。天皇制は神〔□〕によって自己に宗教的な後光をつけようとした〔.〕祭政一致は彼らのスローガンであった。この政策のために、人民大衆は天皇を現実の制度の一要素として、ありのままに見ることを妨害されてきたのである。本年元旦の勅語で、彼はついに永年の自己神秘化の方針をある程度断念して、現神でないと表明せざるを得なくなったのである」（1946. 12. 28）。以上の総合的論説はどれも1946年の下半期に掲載されている。そこでは天皇および天皇制を歴史的、経済的、政治的、国際的観点から批判するのである。

7. むすび

以上のように、『日本新聞』はさまざまな分野から天皇および天皇制を徹底的に批判している。それらの報道から描かれるのは、処罰されるべき「戦犯第一号」としての天皇像であり、打倒されるべき「人民の敵」としての天皇制像である。同紙の天皇関連報道はシベリア抑留者に対する政治教育の一環であり、同紙の描く天皇像は占領期ソ連の対日政策、とりわけ天皇および天皇制に対する政策を浮き彫りにしている。すなわち、ソ連はシベリア抑留からの帰還者を通し、戦犯としての天皇の処罰と天皇制の廃止を推進しようとしたのである。本研究では『日本新聞』の天皇関連報道を検討してきたが、同紙にはこれ以外にも取り上げるべきテーマがある。また、占領期ソ連の対日政策研究にも解明すべき課題が残されている。さらに、ソ連における日本研究の動向、マスメディアにおける日本イメージなどを明らかにしていけば、占領期ソ連の日本への関わりをより立体的に把握することができるだろう。

[付記] 本研究は科学研究費補助金「基盤研究B（課題番号：26284012）連合国のアジア戦後処理に関する宗教学的的研究：海外アーカイブ調査による再検討（研究代表者：中野毅）」の分担研究である。また本研究は、宮川真一、2017、「パネル連合国のアジア戦後処理と宗教——史料・現地調査からの再検討／占領期ソ連のシベリア抑留者教育——『日本新聞』の描く天皇像」日本宗教学会第76回学術大会報告原稿に加筆・修正を施したものである。

<注>

- (1) シベリア抑留問題は日本とロシア以外ではほとんど研究されておらず、英語で発表される歴史研究において抑留問題は見過ごされてきた。（ムミノフ 2015：115-116）。ロシアの歴史学では『日本新聞』について論及することはあるものの、今のところ同紙に関するモノグラフも学術論文も刊行されていない。（Серебренников 2016：164；Серебренников 2017：212）。「日本新聞」をタイトルに含む日本語文献でも（今立 1957；茶園 1986；片岡 1989；落合 1995；山田 2001）、同紙の内容分析は行われていない。
- (2) 依代之譜, 2004, 平和祈念展示資料館, 依代之譜ホームページ, (2017年10月28日取得, <http://ki43.on.coocan.jp/injapan/heiki/heiwa/heiwa.html>).
- (3) 内容分析は「コミュニケーション・メッセージの諸特性を体系的・客観的にとらえるための、主として数量的な処理を伴う手続き」であり、第一次世界大戦と第

- 二次世界大戦の時期にアメリカで実施された戦時プロパガンダ研究に端を發している (鈴木・島崎 2006: 116; 有馬 2007: 3).
- (4) 朝日新聞社編 (1991). これはハバロフスクの極東軍管区博物館が所蔵する『日本新聞』の全ページを複写したものである. 以下, 同紙の内容分析のために作成された図表や同紙からの引用は, この文献を出典としている.
 - (5) 「宮城遙拝」「三種の神器」など天皇を間接的に意味する言葉が含まれる記事は取り上げない. また, 記事途中の見出しは省略する.
 - (6) 『日本新聞』からの引用は, 一部現代の表記に変更している. 引用文中の [] 内は判読不能等の理由から, 筆者による記載である.
 - (7) この記事が掲載された『日本新聞』の日付である. 以下, 同様に記載する.

[文献]

- 朝日新聞社編, 1991, 『復刻 日本新聞 I・II・III』朝日新聞社.
- 有馬明恵, 2007, 『内容分析の方法』ナカニシヤ出版.
- Серебренников, С.В., 2016, “Политическая работа среди японских военнопленных в лагерях НКВД-МВД Сибири и Дальнего Востока СССР (обзор отечественной историографии),” *Исторические, философские, политические и юридические науки, культурология и искусствоведение. Вопросы теории и практики*, 12(3): 161-166, (Retrieved October 28, 2017, <http://www.gramota.net/materials/3/2016/12-3/45.html>).
- Серебренников, С.В., 2017, “Газета «Ниппон симбун» как важный инструмент в политической работе среди японских военнопленных в СССР (обзор отечественной историографии),” *Научный диалог*, 4: 198-218, (Retrieved October 28, 2017, <http://nauka-dialog.ru/arxiv/2017/nauchnyj-dialog-2017-4/07-00-00-istoricheskie-nauki-i-arheologiya/gazeta-«nippon-simbun»-kak-vazhnyj-instrument-v-politicheskoy-rabote-sredi-yaponskix-voennoplennyix-v-sssr-obzor-otechestvennoj-istoriografii.html>).
- Civil Intelligence Section, 1949, “Japanese Repatriates from Soviet Territory: Communist Indoctrination.” (= 民間諜報局, 1949, 「ソ連領からの日本人帰還者——共産主義的教化」富田武・長勢了治編, 2017, 『シベリア抑留関係資料集成』みすず書房, 623-664.
- Dower, John W., 1999, *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II*, New York: W. W. Norton & Company/ The New Press. (=2004, 三浦陽一・高杉忠明・田代泰子訳『増補版 敗北を抱きしめて (下)』岩波書店.)
- Fearey, Robert A., 1950, *The Occupation of Japan: Second Phase: 1948-50*, New York: Macmillan.
- Гаврилов, В.А., Е.Л. Катасонова (сост.), 2013, *Японские военнопленные в*

СССР: 1945-1956. Сборник документов, М.: МФД.

平井友義, 1987, 「ソ連の初期対日占領構想」『国際政治 日本占領の多角的研究』
85: 7-24.

Громыко, А. А., Б. Н. Пономарева (под. ред.), 1986, *История внешней политики СССР 1917-1985, в 2-х т., Т. 2 1945-1985 гг.*, М.: Наука.

井門富二夫編, 1993, 『占領と日本宗教』 未来社.

今立鉄雄, 1957, 『日本しんぶん——日本人捕虜に対するソ連の政策』 鏡浦書房.

片岡薫, 1989, 『シベリア・エレジー——捕虜と「日本新聞」の日々』 龍溪書舎.

キリチェンコ, А. А., 2015, 「1945年の満洲電撃戦と日本人捕虜」五百旗頭真／下
斗米伸夫／А. V. トルクノフ／D. V. ストレリツォフ編『日ソ関係史——パ
ラレル・ヒストリーの挑戦』 東京大学出版会, 398-418.

松井茂, 1978, 『ソ連の対日戦略』 PHP 研究所.

ムミノフ, シェルゾッド, 2015, 「冷戦初期日本における管季治の犠牲——赤狩りと
ソ連からの引揚者」下斗米伸夫編『法政大学現代法研究書叢書 39 日ソ関係——
歴史と現代』 法政大学出版局, 115-134.

長勢了治, 2013, 『シベリア抑留全史』 原書房.

中西治, 1975, 「第二次世界大戦の戦後処理とソ連外交——ソ連の対日政策を中心と
して」中西治『ソ連政治の構造と動態』 南窓社, 241-63.

中野毅, 2003, 『戦後日本の宗教と政治』 大明堂.

岡崎匡史, 2012, 『日本占領と宗教改革』 学術出版会.

落合東朗, 1995, 『シベリアの「日本新聞」——ラーゲリの青春』 論創社.

РГАСПИ, Фонд 17, опись 116, дело 229, л. 79.

斎藤元秀, 1988, 「占領期におけるソ連の対日政策——基本構造とその動態」『ソ連研
究』 6: 126-49.

鈴木裕久・島崎哲彦, 2006, 『新版・マス・コミュニケーションの調査研究法』 創風
社.

Swearingen, Rodger, 1978, *The Soviet Union and Postwar Japan: Escalating
Challenge and Response*, Stanford: Hoover Institution Press. (= 1979, 江川昌
訳『東京とモスクワの断層』 世紀社.)

茶園義男編, 1986, 『巢鴨プリズン・シベリア日本新聞』 不二出版.

富田武, 2013, 『シベリア抑留者たちの戦後——冷戦下の世論と運動 1945-56年』
人文書院.

和田春樹, 1974, 「ソビエト連邦の対日政策」東京大学社会科学研究所戦後改革研
究会『戦後改革 2 国際環境』 東京大学出版会, 33-89.

Woodard, William P., 1972, *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese
Religions*, Leiden: E. J. Brill. (= 1988, 阿部美哉訳『天皇と神道——GHQの宗教
政策』 サイマル出版会.)

- 山極晃・中村政則編, 1990, 『資料 日本占領 1 天皇制』大月書店.
- 山田理恵, 2001, 「シベリアの日本兵捕虜収容所における体育・スポーツ活動——『日本新聞』を手がかりに」『体育學研究』46 (6) : 537-52.
- 横手慎二, 2004, 「戦後ソ連の対日政策——1945-1947年」毛里和子編, 『冷戦史の再検討——21世紀世界秩序の模索のために』2001-2003年度科学研究費補助金研究成果報告書, 早稲田大学, 88-101, (2017年10月28日取得, <http://hdl.handle.net/2065/34006>).